（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第二条　法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。）又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。）株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合（同法第十六条の二第七項又は第五十二条の二十三第六項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

［二～九　略］

２　［略］

第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

（基盤的金融サービス）

第百一条　法第三十四条の十第一項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　銀行　次に掲げるもの

イ　銀行法第十条第一項に掲げる業務に係るサービス

ロ　銀行法第十条第二項第一号、第三号、第五号の三、第九号、第十二号、第十三号、第十八号及び第十九号に掲げる業務に係るサービス

ハ　銀行法第十条第二項に規定する銀行業に付随する業務に係るサービス（ロに掲げるものを除く。）のうち、銀行の取引先が営む事業等に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務に係るサービス

ニ　銀行法第十二条に規定する法律により営む業務に係るサービスのうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務に係るサービス

二　銀行以外の金融機関等　当該金融機関等が長期信用銀行法、信用金庫法又は中小企業等協同組合法の規定により行うことができる業務に係るサービスであって、前号イからニまでに掲げるものに相当するもの

（組織再編成等における経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第百二条　第二条第一項の規定は、法第三十四条の十第一項第七号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二条第一項第一号及び第二号中「金融機関等」とあるのは、「金融機関等（銀行持株会社等を除く。）」と読み替えるものとする。

２　第二条第一項（第五号から第九号までを除く。）の規定は、法第三十四条の十第一項第八号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「当該他の金融機関等」とあるのは「金融機関等（銀行持株会社等を除く。）」と、同項第一号中「同じ。）又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。）」とあるのは「同じ」と、同項第二号中「同じ。）又は長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ」とあるのは「同じ」と読み替えるものとする。

（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第二条　［同上］

一　銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。）又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。）株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合（同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

［二～九　同上］

２　［同上］

［章を加える。］